

# 信州ブランドアンバサダーネットワーク構築業務 仕様書(案)

本仕様書は、長野県知事 阿部 守一(以下「委託者」という。)が行う、信州ブランドアンバサダーネットワーク構築業務(以下「本業務」という。)を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

## 1 業務の名称

信州ブランドアンバサダーネットワーク構築業務

## 2 目的

長野県出身・在住または縁の深いタレント、スポーツ選手、シェフ、クリエイター、YouTuber、有識者等の著名人や強い発信力を持つ方々を「信州ブランドアンバサダー(仮称)」として任命するとともに、アンバサダーの方々と継続性あるコミュニケーションが可能になるスキームを構築し、その機能とネットワークを活用してさまざまな層に対する効果的な情報発信の実現を目指す。

## 3 履行期間

契約日から令和7年3月19日(水)まで

## 4 業務概要

- (1) 情報提供、各種オファー提示、相互連絡を行うためのスキーム企画
- (2) アンバサダーの募集・任命
- (3) ネットワークの活用・運用(事務局業務)

## 5 本業務を実施する背景と狙い

### (1) 背景と課題

- ・ 県の魅力や施策について一層の認知を得るために総合的な発信力を強化する必要がある
- ・ 県のオウンドメディアでの発信は、その性格上、対象者が限定的で拡散力が弱い
- ・ 若い世代に情報を届けるのが非常に困難になっており、さまざまな手段を活用する必要がある
- ・ さまざまな事業の発信の際に著名人等を起用しているが、継続性ある関係性を築けていない
- ・ 各方面のさまざまな人材やその活動を長野県のブランド価値の一つとして訴求できていない
- ・ 故郷である、あるいは愛着のある長野県に貢献したいと思いを持つ方々の気持ちに込められていない

### (2) 事業の狙い

- ・ 費用対効果の高い発信が継続的に実施できる環境をつくる
- ・ TV や新聞などの従来型メディアに接触しない層にリーチできる
- ・ 食材についてはシェフ、イベントについては YouTuber、施策については有識者といったように、適材適所での発信によって、興味関心を持つ層に情報を届けられるようにする
- ・ アンバサダーの長野県への愛着を更に強めてもらう
- ・ 精力的に情報発信を行っていただけるアンバサダーに対し、県の各部局や市町村などから個別事業のオファー(フィーが発生するものを含む)をしやすい環境をつくる

### (3) アンバサダーによる発信イメージ例(無償で行っていただきたいこと)

- ・ 提供された情報を自身の SNS や youtube 等で PR
- ・ 「GO NAGANO」や「しあわせ信州」SNS のフォロー、リツイート
- ・ テレビ番組に出演した際、フリートークなどでお国自慢
- ・ 自分が入手した情報を「#信州ブランドアンバサダー」などのハッシュタグをつけて発信

## 6 委託業務内容

### (1) ネットワークのスキームの企画・構築

- ・ ネットワークの中核、牽引役となっていたただける方へのヒアリング、下交渉
- ・ ネットワークの運用方針の検討

#### 【運用方針の内容の例】

運用体制／任命基準・方法／任命期間・更新方法／参加依頼方法／アンバサダーとのコミュニケーション方法／アンバサダーとしての活動内容・条件・範囲(※フィーが発生する案件との線引き)／アンバサダーによる発信の基本条件(肩書、SNS でのタグ付け等)／リスク管理対応／運用計画(三か年計画)／アンバサダーのクラス設定(エグゼクティブ、スペシャリト、地域密着等)／県組織外(市町村、企業等)への機能・情報提供

- ・ シンボルロゴ、名称などコミュニケーションツールの策定

### (2) アンバサダーの募集・任命

- ・ 候補者のリストアップ(接触方法、意思確認)
- ・ 候補者への趣旨説明と参加依頼
- ・ アンバサダーの個別条件等の確認、調整

#### 【個別条件等の例】

協力スタンス、専門・得意分野、情報の受領方法・希望頻度、発信方法(ツール、メディア)

- ・ 任命通知等(証書、バッジ、シンボルロゴ的なもの)の発行
- ・ 任命式・キックオフイベント、記者発表の開催

### (3) ネットワークの活用・運用(事務局業務)

- ・ アンバサダーを紹介する WEB 特設ページの開設(しあわせ信州のウェブサイト内を想定)
- ・ 全アンバサダーを対象とした定期的な発信ネタ・素材の提供
- ・ アンバサダーをセレクトした案件別の発信ネタ・素材の提供
- ・ 個別オファー(イベント参加、集中的な情報発信などフィーが発生するものを含む)のつなぎ
- ・ アンバサダーからの問い合わせ対応
- ・ アンバサダーの情報更新(加入、脱退、内容変更)
- ・ 問題事象が発生した場合の対応(リスク管理対応の方針の適応)
- ・ アンバサダーの活用実績の取りまとめ

## 7 成果品

以下を産業労働部営業局に納品すること。

### (1) ネットワークの運用方針\*

### (2) アンバサダーの候補者リスト\*

\*情報・内容を記載したオフィスアプリケーション(ワード等)、PDF データ、プリントアウト

### (3) 本業務を通じて作成した成果品および構成データ

WEB 構築用データ、印刷用データ、写真・動画データ等

## 8 その他留意事項

### (1) 著作権の取扱い

ア 本事業における成果物の所有権や著作権は、原則としてすべて委託者に帰属し、委託者は事前の連

絡なく加工及び二次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等(以下「権利留保物」という。)に限っては、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとする。

イ 第三者が持つライセンス、著作権関連の権利、知的財産権を侵害しないよう、受託者の責任において調整を行いながら実施すること。利用にあたっては、著作権元の承認を得るとともに、権利料や使用料等諸費用が発生する場合は、受託者が負担すること。

(2) 個人情報の取扱い

当事業において収集及び取り扱う個人情報は「長野県個人情報保護条例」を準用するとともに、個人情報に関する法令を順守し、適正に取り扱うものとする。

(3) その他

ア 業務の実施にあたっては、委託者と協議の上詳細を決定し、進捗状況を委託者に報告すること。また、スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、委託者の承認を得ること。

イ 本仕様書に明示なき事項又は業務に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により業務を進めるものとする。